

受付番号： 2018-1-490

課題名：原発性脳腫瘍の腫瘍内代謝産物による分子診断

### 1. 研究の対象

2014年8月から2018年9月までに東北大学病院にて原発性脳腫瘍と確定診断された症例を後方視的に解析する。

### 2. 研究期間

2018年9月(倫理委員会承認後)～2023年8月

### 3. 研究目的

治療前のMR spectroscopyから得られた代謝産物のプロファイルを基にした、原発性脳腫瘍の分子診断の可能性について検討する

### 4. 研究方法

組織・分子診断ごとの30種類の代謝産物のパターンを Principle component analysis 法で解析する。また単一の代謝産物で組織・分子診断が得られるバイオマーカーを探索する。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

初診時に撮像された診断用のMR spectroscopyの情報と、摘出時の腫瘍組織の組織診断と腫瘍に認められた遺伝子異常

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

### 7. 研究組織

東北大学大学院 神経外科学分野の単施設での研究

### 8. 研究責任者・お問い合わせ先

金森政之

東北大学大学院医学系研究科神経外科学分野

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7230 FAX 022-717-7233

E-mail [mkanamori@med.tohoku.ac.jp](mailto:mkanamori@med.tohoku.ac.jp)

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください

ださい。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合